

開催日時：2025年5月22日（木曜日）
午前10時（開場：午前9時）

開催場所：佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
当社本店

決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

目次

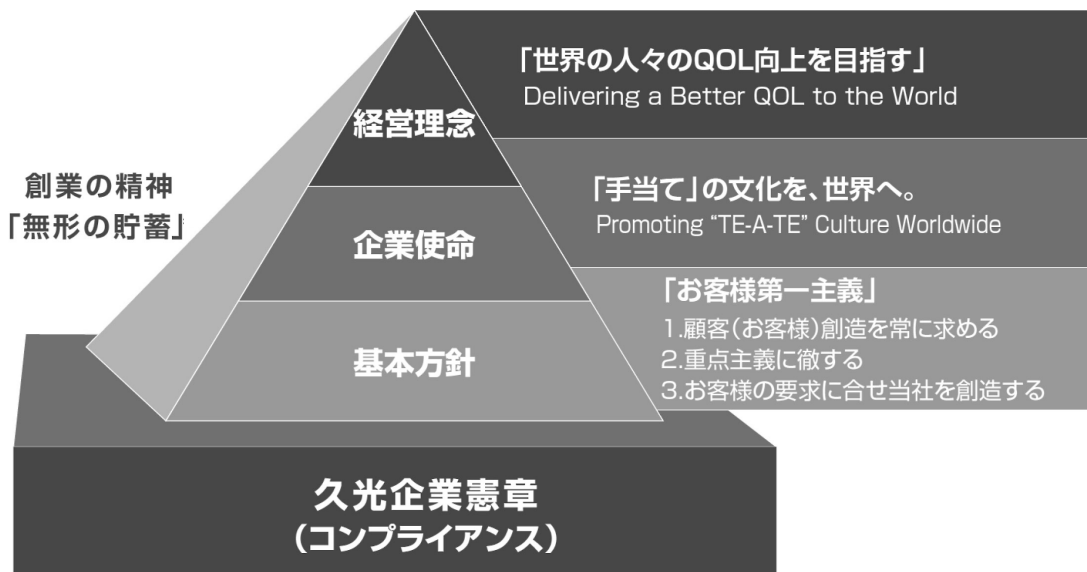
第123回定時株主総会招集ご通知	2
●株主総会参考書類	6
●事業報告	18
●計算書類	28
●監査報告書	32

経営理念と企業使命

当社は、世界に誇るTDDS（経皮薬物送達システム）に基づく貼付剤の創薬・育薬と製剤技術の向上に努め、製造・販売を通じて、「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」ことを経営理念とし、すこやかな社会の形成に貢献してまいります。

当社が大事にしていく文化は、「手当て」の文化です。大切な人に手を添え、「がんばれ」、「元気になって」と心を込めて癒やす。「手当て」に込められているのは、相手への思いやりです。それが「貼る」の原点であり、創業以来大切にしてきた、いたわりの治療文化です。相手を思いやり、やすらぎと感動を与えられる「手当て」の文化を世界の人々に伝えるべく、『「手当て」の文化を、世界へ。』を企業使命と定め、事業を積極的に展開してまいります。

久光製薬 経営指針



証券コード 4530
2025年5月1日
(電子提供措置の開始日2025年4月25日)

株主各位

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
久光製薬株式会社
代表取締役社長 中富一榮

第123回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトよりご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hisamitsu.co.jp/ir/stock.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイトへアクセスいただく際は、「銘柄名(会社名)」に「久光製薬」または「コード」に当社証券コード「4530」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4頁の記載に従って議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地 当社本店
(後掲の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第123期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第123期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

（会議の目的事項の内容等は、次頁以下に記載のとおりです。）

4. 招集にあたっての決定事項

- ・ 交付書面から一部記載を省略している事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねており、法令及び当社定款第14条の規定に基づいて下記の事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い
申し上げます。

開催日時 2025年5月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよ
うご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、
賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年5月21日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットによるご行使



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、
行使期限までに賛否をご登録ください。
詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照くだ
さい。

行使期限 2025年5月21日（水曜日）午後5時送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

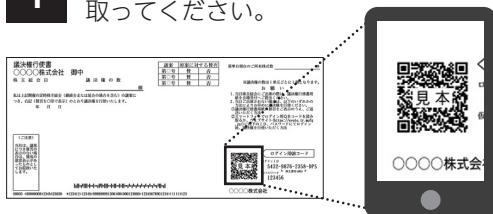
- 各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



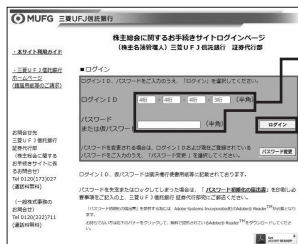
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績、配当性向及び今後の経営諸施策などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への安定的な配当を考慮いたしまして、以下のとおり1株につき45円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金45円を加えた年間配当金は、1株につき前期の85円から90円(「サロンパス発売90周年記念配当」4円を含む)となります。

また、当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元及び将来の事業展開に備えるため、財務体質の強化を図る必要があると考えており、以下のとおり80億円を、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円 配当金支払総額3,301,756,650円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月23日(金曜日)

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>なか とみ かず ひで 中 富 一 榮 (1972年6月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1999年4月 当社入社 2007年2月 当社経営企画本部長 2007年5月 当社取締役執行役員 2009年5月 当社常務取締役執行役員 2011年5月 当社専務取締役執行役員 2014年5月 当社取締役副社長執行役員 2015年5月 当社代表取締役社長 現任</p>	248,342株	なし
<p><候補者とした理由> 経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2007年に当社取締役に就任し、2015年に代表取締役就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	さいとう きゆう 齋藤 久 (1963年6月10日生) 再任	1987年 4月 当社入社 2009年 4月 当社執行役員 2013年 5月 当社取締役執行役員 2023年 5月 当社常務取締役執行役員 〔グローバル事業統括長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド 取締役会長 兼 久光製薬 技術諮詢 (北京) 有限公司董事長 兼 久光製薬 (中国) 有限公司董事長 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド 取締役社長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役〕 現任	7,500株	なし
<候補者とした理由> 営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2013年に当社取締役就任後は海外営業部門を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。				
3	つつみ のぶ お 堤 信 夫 (1964年3月11日生) 再任	1988年 4月 当社入社 2010年 3月 当社執行役員 2014年 5月 当社取締役執行役員 〔法務担当 兼 生産環境 ・信頼性保証管掌 兼 コンプライアンス担当 兼 久光ウエルネス(株)取締役 (非常勤) 兼 祐徳薬品工業(株) 取締役 (非常勤)〕 現任	5,900株	なし
<候補者とした理由> 法務部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は法務及びコンプライアンスについて高い専門性を持って管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
4	むら やま しん いち 村 山 進 一 (1967年10月16日生) 再任	1991年3月 当社入社 2012年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 [内部統制担当 兼 国内子会社担当 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤) 兼 久光-サノフィ(株) 社外監査役 (非常勤)] 現任	6,000株	なし
	<候補者とした理由> 営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は 会長室長をはじめ経営全般の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任 であると判断し、取締役候補者としております。			
5	たき やま こう じ 瀧 山 浩 二 (1971年10月31日生) 再任	1994年4月 当社入社 2017年5月 当社執行役員 2021年5月 当社上席執行役員 2022年5月 当社取締役執行役員 [社長室長 兼 DX担当] 現任	3,535株	なし
	<候補者とした理由> 営業部門・当社グループ会社経営における豊富な業務経験を有し、2022年に当社取 締役就任後は社長室長をはじめ経営全般の管理・監督をしており、引き続き当社の取締 役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			
6	いそ べ ゆう いち 磯 部 雄 一 (1971年8月11日生) 新任	1994年4月 当社入社 2023年5月 当社執行役員 [経営企画本部長 兼 久光ウエルネス(株)取締役(非常勤)] 現任	0株	なし
	<候補者とした理由> 経営企画部門における豊富な業務経験を有し、また当社海外グループ会社の経営に携 わってきた経験を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締 役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
7	<p>あにし ゆういちろう 安西 祐一郎 (1946年8月29日生)</p> <p><u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u></p>	<p>1988年4月 慶應義塾大学理工学部・ 同大学院理工学研究科教授</p> <p>1993年10月 慶應義塾大学理工学部長・ 同大学院理工学研究科委員長</p> <p>2001年5月 慶應義塾長(学校法人 慶應義塾理事長兼大学長)</p> <p>2009年5月 慶應義塾学事顧問 現任</p> <p>2010年4月 公益財団法人中富健康 科学振興財団理事 現任</p> <p>2011年6月 公益社団法人全国大学 体育連合会長</p> <p>2011年10月 独立行政法人日本学術 振興会理事長</p> <p>2012年4月 慶應義塾大学名誉教授 現任</p> <p>2018年2月 一般財団法人交詢社理事長 現任</p> <p>2018年4月 独立行政法人日本学術 振興会顧問 現任</p> <p>2020年5月 当社社外取締役 現任</p>	600株	なし
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>長年にわたり大学の経営者としての幅広い知識・経験を有されており、当社の経営に対する的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
8	<p>まつ お てつ ご 松尾哲吾 (1972年1月1日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>2001年4月松尾建設(株)入社 2005年6月松尾建設(株)常務取締役 2006年6月松尾建設(株)代表取締役社長 現任 2012年6月(株)エフエム佐賀社外取締役 現任 2013年6月佐賀宇部コンクリート(株) 社外取締役 現任 2016年5月一般社団法人佐賀県 建設業協会会長 現任 2020年5月当社社外取締役 現任 2023年6月(株)ニューオータニ九州 社外取締役 現任</p>	2,500株	なし
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 建設会社の代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>				
9	<p>わた なべ たま こ 渡邊珠子 (1982年1月26日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>2004年4月あずさ監査法人入社 2006年5月公認会計士登録 2008年4月ASG税理士法人入社 2010年8月税理士登録 2011年7月おだき税理士法人入社 館山事務所長 2011年9月社会保険労務士登録 2019年7月いつき会計労務事務所設立 代表 現任 2023年5月当社社外取締役 現任 2023年12月(株)SHOEI社外監査役 現任</p>	100株	なし
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 公認会計士・税理士・社会保険労務士として幅広い知識と経験を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
10	野口 みどり (1960年6月8日生) 新任 社外 独立	1983年4月旧国際電信電話(株) (現 KDDI (株)) 入社 2000年7月野口浩税理士事務所 入社 2008年2月税理士法人ティグレパートナーズ 入社 2008年4月(株)オフィス野口 入社 2008年6月税理士登録 2011年3月(株)オフィス野口代表取締役社長 現任 2011年7月税理士法人ティグレパートナーズ 代表社員 現任	0株	なし
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 税理士法人の代表社員として会計・税務・コンプライアンスに関する幅広い知識と経験を有されており、当社の経営に対する的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>				

- (注) 1. 安西祐一郎氏、松尾哲吾氏、渡邊珠子氏、野口みどり氏の4氏は、社外取締役候補者です。
2. 社外取締役候補者である安西祐一郎氏、松尾哲吾氏、渡邊珠子氏の3氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ています。また、本議案において野口みどり氏の選任が承認された場合には、同様に独立役員となる事を届け出ております。
3. 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、安西祐一郎氏、松尾哲吾氏の両氏は5年間、渡邊珠子氏は2年間であります。
4. 当社は、安西祐一郎氏、松尾哲吾氏及び渡邊珠子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、3氏との間において、同契約を継続する予定であります。また、本議案において野口みどり氏の選任が承認された場合には、当社との間で、同様に同氏と当該責任限定契約を締結することを予定しております。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。同保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補する事としております。

(ご参考)

①本定時株主総会後の取締役・監査役(予定)のスキルマトリックス

当社の取締役会は、会社法及び当社定款に定める人数の範囲内において、社外取締役を複数人選任し、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と実効性を両立させる形で構成します。第2号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役及び監査役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	企業経営	販売・マーケティング	グローバル・ビジネス	生産・研究開発	I T ・ D X	人事・人材育成	サステナビリティ・E S G	法律・コンプライアンス・リスクマネジメント	財務・会計
取締役	中 富 一 榮	●	●	●	●					
	齋 藤 久	●	●	●						
	堤 信 夫				●			●	●	
	村 山 進 一	●		●					●	
	瀧 山 浩 二	●				●		●	●	
	磯 部 雄 一	●		●				●		
	安 西 祐 一 郎	●			●	●	●			
	松 尾 哲 吾	●	●							
	渡 邊 珠 子	●					●			●
	野 口 み どり	●					●		●	●
監査役	中 富 舒 行	●								
	平 野 宗 彦				●					
	渡 邊 健 太 郎	●						●		
	板 倉 龍 介	●						●	●	

②独立役員選任基準

久光製菓株式会社（以下、当社という。）は、当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定める。

第1 当社は、社外役員が以下の項目に掲げる属性のいずれにも該当しない場合には、当該社外役員は、当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. グループ会社との関係

- (1)当社の親会社の過去10年における業務執行者¹又は業務執行者でない取締役
- (2)当社の親会社の過去10年における監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- (3)当社の兄弟会社の過去10年における業務執行者

2. 会社からの報酬

- (1)当社グループ（当社並びに当社の親会社、兄弟会社及び子会社をいう。以下同じ。）から、役員報酬以外に、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士若しくはコンサルタント等
- (2)当社グループから、過去3事業年度のいずれかにおいて、一定額²以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人若しくはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者又は最近においてこれに該当していた者

3. 取引関係

当社グループと重要な取引関係がある者³又は当該者が法人その他の団体である場合にはその業務執行者若しくは最近においてこれに該当していた者

4. 主要株主

過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要株主⁴である者、又は当社が主要株主となっている会社の業務執行者

5. 寄付先

過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から1,000万円を超える寄付金を受領している者（当該者が法人その他の団体である場合には1,000万円を超え、かつ当該法人その他の団体の総収入額の2%を超える寄付金を受領している者）又は当該者が法人その他の団体である場合には、当該者の業務執行者

6. その他

- (1)1から5のいずれかに該当する者（法人その他の団体の業務執行者又は2(2)に記載する者については、重要な地位にある者⁵に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
- (2)以下のいずれかに該当する者（重要な地位にある者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 - ①当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含

む。以下同じ。) (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

- ②当社の子会社の業務執行者
- ③当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与 (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- ④当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- ⑤当社の親会社の監査役 (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- ⑥当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑦最近において①から③又は当社の業務執行者 (社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。) に該当していた者

第2 当社は、社外役員が、第1に規定するいずれかの項目に掲げる属性に該当する場合であっても、当社の取締役会又は監査役会において総合的な検討を行い、独立性を確保していると判断する場合には、独立役員要件の問題がないと判断することがある。

- (注) *1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等を含む。
- *2 一定額とは、当該法人、組合等の団体の総売上高の2%をいう。
- *3 重要な取引関係がある者とは、下記の①又は②のいずれかに該当する者をいう。
- ①当社グループを重要な取引先とする者
過去3事業年度のいずれかにおいて、その連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けたことがある者
 - ②当社グループの重要な取引先である者
過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、又は直前事業年度末における当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者
- *4 主要株主とは、当社の総議決権の10%以上を保有している株主をいう。
- *5 重要な地位にある者とは、取締役 (社外取締役を除く)、執行役員及びそれらに準じる権限を有する者 (第1の2(2)に記載する者については、これらの者に加え、法律事務所・監査法人・税理士法人に所属する弁護士・公認会計士・税理士を含む。) をいう。

③資本政策について

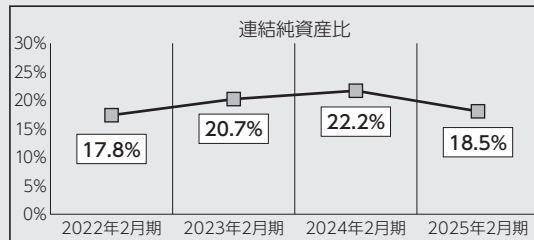
<政策保有株式についての考え方>

- ・毎年5月の取締役会において、銘柄ごと取引の状況等による定性的検証及び取引に伴う便益や配当等による経済合理性等による定量的検証結果を総合的に勘案したうえで、保有の合理性を検証。
- ・検証結果に基づき、保有の合理性がないと判断した銘柄については、投資先企業と対話を行い、縮減を検討。

<政策保有株式の連結純資産比率について>

2025年2月末
連結純資産比18.5%

創出したキャッシュ
今後の成長投資の原資とする計画



【参考】日経平均株価
2022年2月末 26,526.82円
2023年2月末 27,445.56円
2024年2月末 39,166.19円
2025年2月末 37,155.50円

④ キャッシュアロケーションに関する基本方針

当社は、2027年2月期を初年度とする第8期中期経営方針に先駆けて「キャッシュアロケーションに関する基本方針」を策定しています。

具体的には、2027年2月期から2031年2月期の5カ年において、成長投資2,000億円(設備投資・戦略投資・研究開発投資)及び株主還元500億円以上(配当・自己株式取得)を実施します。

キャッシュイン※1		キャッシュアウト		
営業CF + 金融資産 2,500億円以上※2		事業成長の加速に向けた成長投資に優先配分、株主還元を大幅に強化		
		成長投資	設備投資 500億円以上	「サロンパス®」グローバル成長加速、TDDS新技術への対応 ・グローバル安定供給生産体制の構築 ・マイクロニードル製剤量産化等
			研究開発投資 800億円以上	パイプラインの拡充 ・HP-3150US、HP-6050 開発進展 ・初期開発パイプラインへの積極投資
			戦略投資 700億円以上	持続的成長の実現 ・後期開発パイプラインの導入、OTCブランド獲得 ・M&Aによる新規事業の拡大
		株主還元 500億円以上	安定的に拡大してきた株主還元を大幅に強化 ・配当(5年間)約450億円 ・自己株式取得の機動的実施	

※1 政策保有株式の売却で得るキャッシュを含み、かつ状況に応じて有利子負債の活用も検討

※2 研究開発費控除前

以上

事業報告

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、第7期中期経営方針の4年目として、貼付剤に留まらず、様々な商品、サービスなどを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる為、『「手当て」の文化を、世界へ。』という企業使命のもと企業活動を展開しました。

国内の医療用医薬品事業につきましては、継続的な医療費抑制策の推進による影響を受け、一層厳しい環境下で推移する中で、重点商品の経皮吸収型貼付剤を中心に事業活動を行い、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら医療関係者のニーズに的確に対応した学術情報活動を展開しました。

国内の一般用医薬品事業につきましては、厳しい販売競争が続く中、新商品を発売し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用しながら販売促進に努めました。

研究開発活動につきましては、全身性及び局所性の経皮吸収型貼付剤やマイクロニードル技術などの新たな基盤技術の開発に資源を集中し、国内及び海外向けの医薬品開発に邁進しました。2024年2月に新研究所として佐賀県鳥栖市に竣工した「SAGAグローバルリサーチセンター」では、佐賀県鳥栖市と茨城県つくば市の2拠点にあった研究機能を1拠点に集約し、研究者間の連携と研究開発機能の最大化による開発スピードの向上、また生産部門との連携強化に努めました。

生産環境面につきましては、九州本社、宇都宮工場において、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO45001」の認証事業所として、地球環境の保全及び従業員の健康と安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

当社は、環境と労働安全衛生を管理するために、EHS管理委員会及び安全衛生委員会を設置し、これらの委員会を統括管理するため、統括EHS管理責任者を設置しています。定期的に委員会を開催し中期目標設定及び実績報告、リスクと機会の抽出、マネジメントシステムの運用等について協議しEHSの効率的な運用に努めています。2025年2月には、働きやすい職場環境の実現を図るため、ジェンダーニュートラル・機能性・サステナブルをコンセプトとした作業服リニューアルを実施しました。

社会貢献活動につきましては、企業と従業員が一体となって活動しており、歳末の海外たすけあい募金活動への参加や、マッチングギフト制度「久光製薬株式会社ほっとハート倶楽部」を通じて39団体への活動支援などを行いました。

SV.LEAGUE女子バレーボールチーム「SAGA久光スプリングス」は、地元・佐賀県で開催されました「SAGA2024国民スポーツ大会バレーボール成年女子」において佐賀県代表として出場し、2連覇を達成しました(SAGA2024承認第739号)。また、SAGA久光スプリングスのコーチとトレーナーが子供の発達・発育に合わせて実技指導を

行うスプリングスアカデミーや地域スポーツの活動拠点としてサロンパスアリーナを一般開放する等、地域社会にも貢献しています。

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、業績は次のとおりです。

【医薬品事業】

当連結会計年度の国内の医療用医薬品事業につきましては、継続的な医療費抑制策の推進による影響もあり、先行きが不透明な環境下で推移しました。

このような状況の中、当社は、経皮吸収型貼付剤を中心として、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら、医療関係者への適正かつ、きめ細やかな学術情報活動、すなわち有効性・安全性に関する情報の提供・収集活動を展開するとともに、ケトプロフェン含有の経皮鎮痛消炎剤「モーラス[®]テープ」及び「モーラス[®]パップXR」、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ[®]テープ」、鎮痛効果の高いフェンタニルクエン酸塩含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「フェントス[®]テープ」、エメダスチンフマル酸塩含有の経皮吸収型アレルギー性鼻炎治療剤「アレサガ[®]テープ」、ジクロフェナクナトリウム含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ジクトル[®]テープ」、オキシブチニン塩酸塩含有の原発性手掌多汗症治療剤「アポハイド[®]ローション」などの適正使用促進活動に努めました。

2025年2月には、2024年6月からテレビCMを開始した、原発性手掌多汗症の疾患啓発動画「病院に行けた日」篇が、第62回JAA広告賞「消費者が選んだ広告コンクール」において、フィルム広告部門(中編の部)メダリストを受賞しました。

次に、国内の一般用医薬品事業につきましては、新商品を投入し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用して新規顧客創造活動に努めました。

2024年4月には、鎮痛消炎シップ剤「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]」「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®].α (無臭性)」「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®].H (温感)」を、同年10月には鎮痛消炎シップ剤「フェイタス[®]シップ」「フェイタス[®]シップ温感」「フェイタス[®].Zジクサス[®]シップF」をリニューアル発売しました。2024年9月には、通信販売限定品として包装を簡素化し、ポストイン可能な薄型パッケージを採用した「サロンパス[®]160枚入」「フェイタス[®]5.0 120枚入」を新発売しました。また、「サロンパス[®]」は発売90周年を迎えた記念として、サロンパス[®]サンプリングイベント等と連動した「ハイタッチプロジェクト」を開催しました。

海外の一般用医薬品事業につきましては、販売促進活動に努め、米国のO T C医薬品(一般用医薬品)市場の鎮痛消炎貼付剤市場においてサロンパス[®]ブランドが販売額シェア1位(2024年1月から12月累計販売金額)を獲得しています (Information Resources, Inc.)。

また、ユーロモニター社より、「Salonpas[®]」がO T C医薬品(一般用医薬品)市場の鎮痛消炎貼付剤カテゴリーにおいて、8年連続で販売シェア世界No1ブランドの認定を受け、同時に同カテゴリーにおいて「久光製薬」が7年連続で販売シェア世界No1企業の認定を受け、2024年5月17日に認定証を授与されました。

このような営業活動の結果、当社グループの当期の売上高は1,560億6百万円(前年同期比10.1%増、143億円増)となり、当期の営業利益は188億9千5百万円(前年同期比43.5%増、57億2千8百万円増)、経常利益は240億1千万円(前年同期比22.2%増、43

億6千1百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は217億5千8百万円(前年同期比55.8%増、77億8千8百万円増)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は146億6千3百万円であり、その主なものはS A G Aグローバルリサーチセンターの建物等とノーベン社の建物及び製造設備等です。

なお、資金調達の該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

国内の医療用医薬品事業につきましては、高齢化が急速に進展する中、後発品使用促進策の強化や長期取載品の薬価追加引き下げなど、今後も医療費抑制策は継続されることが予想されます。このような厳しい経営環境のもと、当社は、医療関係者への学術情報活動を一段と強化するとともに、医療関係者や患者さんのニーズに合致した新しい製剤の開発を目指します。また、営業、生産及び研究開発の機能を強化するとともに、収益の一層の向上を目指し、更なる成長に努めます。

国内の一般用医薬品事業につきましては、市場の低迷が長期化し企業間競争が激化する中で、既存商品の売上伸長を図るとともに、お客様のニーズにお応えできるよう商品の改良及び新商品の開発を行います。

海外の事業展開につきましては、知的財産、製造技術及び品質管理技術を含めた当社ブランドの確立を図るとともに、海外生産工場の一層の充実と海外における臨床試験の強化を図ります。

特に、米国の医療用医薬品事業においては、ノーベン社を拠点とし、双方の得意な技術を融合させることで、研究開発の機能を高めるとともに製造を強化してまいります。

当社は、引き続き製薬企業としての使命と責任を自覚し、営業基盤の強化及び生産体制の拡充を図るとともに、研究開発につきましては、貼付剤に留まらない様々な新商品及びサービスの開発や、環境に配慮した商品開発及び商品改良に取り組みます。

当社グループは、医薬品などの創製・育薬・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL(クオリティ・オブ・ライフ：生活の質)向上を目指す」を経営理念とし、『「手当て」の文化を、世界へ。』を企業使命と定め、貼付剤に留まらず、様々な商品・サービスを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる活動を積極的に展開してまいります。当社グループでは、社会課題の解決及び当社が持続的な成長を遂げていくためのマテリアリティ(重要課題)を特定しています。マテリアリティへの取り組みを通じて、ESG(環境・社会・ガバナンス)及びSDGs(持続可能な開発目標)を推進することで、企業としての社会的責任を果たすと同時に、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

	第120期 2022年2月期	第121期 2023年2月期	第122期 2024年2月期	第123期 2025年2月期 (当連結会計年度)
売上高	120,193	128,330	141,706	156,006
経常利益	12,638	16,051	19,649	24,010
親会社株主に帰属する当期純利益	9,658	11,742	13,969	21,758
1株当たり当期純利益(円)	118.92	148.01	181.62	295.57
総資産	302,858	313,917	328,779	343,068
純資産	254,885	258,408	267,082	279,407

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を第121期の期首から適用しており、第121期以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数に基づいて算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社に該当するものではありませんが、連結子会社19社があります。

なお、親会社に該当するものではありません。

子会社

国内

久光ウエルネス株式会社(東京都)
株式会社CRCCメディア(福岡県)
佐賀シティビジョン株式会社(佐賀県)
株式会社タイヨー(佐賀県)
SAGA久光スプリングス株式会社(佐賀県)
久光エージェンシー株式会社(福岡県)

海外

ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド(米国)
ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド(米国)
ノーベン ファーマシューティカルズ(米国)
ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ(ブラジル)
ヒサミツ ユーケー リミテッド(英国)
ヒサミツ イタリア S.r.l.(イタリア)
ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド(ベトナム)
久光製薬技術諮詢(北京)有限公司(中国)
久光製薬(中国)有限公司(中国)
久光製薬(香港)有限公司(中国)
ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.(マレーシア)
P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア(インドネシア)
他1社

(6) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

医薬品、医薬部外品、医療用具等の製造・販売及び輸出入、有線テレビ放送事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年2月28日現在)

本 社 九州本社 (佐賀県)、東京本社
支 店 札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)、東京支店、
名古屋支店 (愛知県)、大阪支店、広島支店、福岡支店、
台北支店 (台湾)、シンガポール支店、マニラ支店 (フィリピン)
営業所 金沢営業所 (石川県)、高松営業所 (香川県)
工 場 宇都宮工場 (栃木県)、鳥栖工場 (佐賀県)
研究所 SAGAグローバルリサーチセンター (佐賀県)

(8) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
2,799 (898)	+40

(注) 使用人数は、就業人員であり、使用人数 (外書) は当連結会計年度の臨時使用人の平均人員を記載しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,003 百万円
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	255
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	178
株 式 会 社 福 岡 銀 行	172
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	150

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 380,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 85,164,895株
 (自己株式11,792,525株を含む)
 (3) 株主数 8,444名
 (前期末比682名減)

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,783 ^{千株}	9.25%
株式会社日本カスタディ銀行 （りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口）	4,370	5.96
日本生命保険相互会社	3,910	5.33
株式会社日本カスタディ銀行（信託口）	3,599	4.91
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱UFJ銀行口）	3,452	4.71
株式会社福岡銀行	3,371	4.60
久光製薬取引先持株会	2,711	3.70
株式会社佐賀銀行	2,356	3.21
株式会社S M B C信託銀行 （株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,064	2.81
株式会社ティ・ケー・ワイ	1,844	2.51

- (注) 1. 当社は自己株式を11,792,525株保有していますが、上記大株主からは除いています。なお、自己株式(11,792,525株)には久光製薬従業員持株会専用信託が保有する当社株式(379,600株)は含まれていません。
 2. 持株比率は自己株式（11,792,525株）を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年2月28日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長		中 富 一 榮
専務取締役 執行役員	人事・研究開発・企業戦略管掌	杉 山 耕 介
常務取締役 執行役員	グローバル事業統括長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド取締役 会長 兼 久光製薬技術諮詢（北京）有限公司董事長 兼 久光製薬（中国）有 限公司董事長 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド取締役社長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役	齋 藤 久
取 締 役 執行役員	法務担当 兼 生産環境・信頼性保証管掌 兼 コンプライアンス担当 兼 久光 ウエルネス(株)取締役（非常勤）兼 祐徳薬品工業(株)取締役（非常勤）	堤 信 夫
取 締 役 執行役員	内部統制担当 兼 国内子会社担当 兼 祐徳薬品工業(株)取締役（非常勤） 兼 久光-サノフィ(株)社外監査役（非常勤）	村 山 進 一
取 締 役 執行役員	社長室長 兼 DX担当 兼 サステナビリティ推進担当	瀧 山 浩 二
取 締 役	慶應義塾学事顧問 兼 公益財団法人中富健康科学振興財団理事 兼 慶應義塾 大学名誉教授 兼 一般財団法人交詢社理事長 兼 独立行政法人日本学術振興 会顧問	安 西 祐 一 郎
取 締 役	松尾建設(株)代表取締役社長 兼 (株)エフエム佐賀社外取締役 兼 佐賀宇部コン クリート(株)社外取締役 兼 一般社団法人佐賀県建設業協会会長 兼 (株)ニュー オータニ九州社外取締役	松 尾 哲 吾
取 締 役	いつき会計労務事務所代表 兼 (株)S H O E I 社外監査役	渡 邊 珠 子
監 査 役	常勤	中 富 舒 行
監 査 役	常勤	平 野 宗 彦
監 査 役	渡邊健太郎法律事務所代表	渡 邊 健 太 郎
監 査 役	学校法人谷岡学園理事	板 倉 龍 介

- (注) 1. 取締役 安西 祐一郎氏、松尾 哲吾氏、渡邊 珠子氏の3氏は、社外取締役です。なお、3氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
2. 監査役 渡邊 健太郎氏、板倉 龍介氏の両氏は、社外監査役です。なお、両氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
3. 重要な兼職の状況について
取締役 齋藤 久氏が、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、董事長を兼務しております久光製薬技術諮詢（北京）有限公司、董事長を兼務しております久光製薬（中国）有限公司、取締役社長を兼務しておりますヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド、取締役を兼務しておりますP.T.ヒサミツ ファルマ インドネシアは当社連結子会社です。
4. 当期中の役員の変動
(1)2024年5月23日開催の第122回定時株主総会において板倉 龍介氏は、監査役に選任され、就任いたしました。
(2)社外監査役 小野 桂之介氏は、2024年5月23日開催の第122回定時株主総会終結のときをもって任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担する事になる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補する事としております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内、海外グループ会社の取締役・監査役及び執行役員、管理職従業員等です。保険料は当社が全額負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模および従業員規模、関連する業種に属する企業等を参考とした報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝50%：30%：20%（業績指標を100%達成の場合）としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の取締役の員数は8名。）また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年5月21日であり、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の付与対象となる取締役の員数は社外取締役を除く10名。）

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、年額100百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の監査役の員数は

4名。)

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長の中富一榮がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当分野の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や経営内容等を最も熟知しており、個々の取締役の担当業務の評価を総合的に行うのに代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしておりますので、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	258 (19)	131 (19)	54 (-)	73 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (14)	60 (14)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	319 (34)	192 (34)	54 (-)	73 (-)	14 (6)

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役9名、監査役4名であります。
2. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、事業年度毎の業績目標達成度等に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。
目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。
3. 非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものとしております。
当該ストックオプションの内容及びその交付状況は、電子提供措置事項「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	安 西 祐一郎	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に際し、大学の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取 締 役	松 尾 哲 吾	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、建設会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取 締 役	渡 邊 珠 子	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、公認会計士・税理士・社会保険労務士としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監 査 役	渡 邊 健太郎	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、議案審議等に際し、弁護士としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監 査 役	板 倉 龍 介	2024年5月23日開催の定時株主総会にて監査役に就任し、就任後開催の取締役会5回のうち5回に出席し、また、就任後開催の監査役会5回のうち5回に出席し、議案審議等に際し、金融業界で培われた財務に関する知識と経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれていません。

2. 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	203,788	流動負債	47,226
現金及び預金	114,518	支払手形及び買掛金	9,910
受取手形、売掛金及び契約資産	47,223	電子記録債権	4,205
有価証券	14,598	短期借入金	1,065
商品及び製品	12,044	リース債権	409
仕掛品	794	未払金	8,152
原材料及び貯蔵品	9,553	未払法人税等	3,627
その他	5,400	賞与引当金	2,213
貸倒引当金	△344	契約負債	2,864
		その他	14,776
固定資産	139,280	固定負債	16,434
有形固定資産	59,899	長期借入金	1,694
建物及び構築物	29,045	リース債権	688
機械装置及び運搬具	8,342	再評価に係る繰延税金負債	1,646
工具、器具及び備品	3,930	退職給付に係る負債	7,819
土地	11,703	繰延税金負債	2,658
リース資産	1,092	その他	1,926
建設仮勘定	5,786	負債合計	63,661
無形固定資産	5,974	(純資産の部)	
販売権	300	株主資本	221,166
ソフトウェア	204	資本金	8,473
のれん	1,294	資本剰余金	2,361
その他	4,175	利益剰余金	257,881
投資その他の資産	73,405	自己株式	△47,550
投資有価証券	60,222	その他の包括利益累計額	55,250
退職給付に係る資産	7,439	その他有価証券評価差額金	18,485
繰延税金資産	1,911	土地再評価差額金	3,337
その他	4,038	為替換算調整勘定	31,334
貸倒引当金	△207	退職給付に係る調整累計額	2,093
		新株予約権	408
		非支配株主持分	2,581
		純資産合計	279,407
資産合計	343,068	負債純資産合計	343,068

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		156,006
売上原価		64,810
売上総利益		91,196
販売費及び一般管理費		72,300
営業利益		18,895
営業外収益		
受取利息	2,748	
受取配当金	1,245	
持分法による投資利益	590	
その他	782	5,365
営業外費用		
支払利息	23	
為替差損	176	
その他	51	251
経常利益		24,010
特別利益		
固定資産処分益	24	
投資有価証券売却益	5,019	5,044
特別損失		
固定資産処分損失	23	
減損	343	367
税金等調整前当期純利益		28,687
法人税、住民税及び事業税	5,624	
法人税等調整額	760	6,385
当期純利益		22,301
非支配株主に帰属する当期純利益		543
親会社株主に帰属する当期純利益		21,758

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,741	流動負債	25,982
現金及び預金	43,341	電子記録債権	4,192
受取手形	771	買掛金	4,548
売掛金	33,275	未払金	36
有価証券	5,000	未払費用	6,561
商品及び製品	7,629	未払法人税等	332
仕掛品	158	賞与引当金	2,792
材料及び貯蔵品	4,825	契約負債	1,431
前払費用	507	その他	2,864
関係会社短期貸付金	304		3,221
その他貸倒引当金	2,108		
	△179		
固定資産	151,470	固定負債	14,611
有形固定資産	38,136	長期借入金	1,683
建物	19,791	リース負債	38
構築物	599	再評価に係る繰延税金負債	1,646
機械及び装置	3,421	退職給付引当金	8,209
車両運搬具	42	繰延税金負債	2,826
工具、器具及び備品	3,177	その他	206
土地	9,678	負債合計	40,594
リース資産	74		
建設仮勘	1,350		
無形固定資産	5,636	(純資産の部)	
販売権	300	株主資本	186,723
のれん	1,294	資本金	8,473
その他	4,042	資本剰余金	2,206
投資その他の資産	107,698	資本準備金	2,118
投資有価証券	51,711	その他資本剰余金	88
関係会社株	45,303	利益剰余金	223,548
	0	その他利益剰余金	223,548
関係会社出資金	2,268	別途積立金	203,000
従業員に対する長期貸付金	9	繰越利益剰余金	20,548
関係会社長期貸付金	1,151	自己株式	△47,505
長期前払費用	164	評価・換算差額等	21,486
前払年金費用	5,259	その他有価証券評価差額金	18,148
その他の他金	2,037	土地再評価差額金	3,337
貸倒引当金	△207	新株予約権	408
資産合計	249,212	純資産合計	208,618
		負債及び純資産合計	249,212

損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		102,618
売上原価		44,957
売上総利益		57,661
販売費及び一般管理費		43,953
営業利益		13,707
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	2,003	
その他	813	2,890
営業外費用		
為替差損	71	
その他	13	85
経常利益		16,511
特別利益		
固定資産処分益	24	
投資有価証券売却益	5,019	5,044
特別損失		
固定資産処分損失	21	
減損	343	365
税引前当期純利益		21,190
法人税、住民税及び事業税	3,917	
法人税等調整額	908	4,826
当期純利益		16,363

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、久光製薬株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、久光製薬株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(監査役会)

監査役会は、期首に定めた監査の方針、監査計画等に従い、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(監査役)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第123期監査の方針、監査計画等に従い取締役との協議、内部監査室その他の使用人等と意見交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に一部オンラインで出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(内部統制)

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務を適正に確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況並びにその執行状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(子会社の監査)

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の調査を行うとともに、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(会計監査人との連携)

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるほか、品質管理のシステムに対する外部レビュー検査の結果及び対応状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

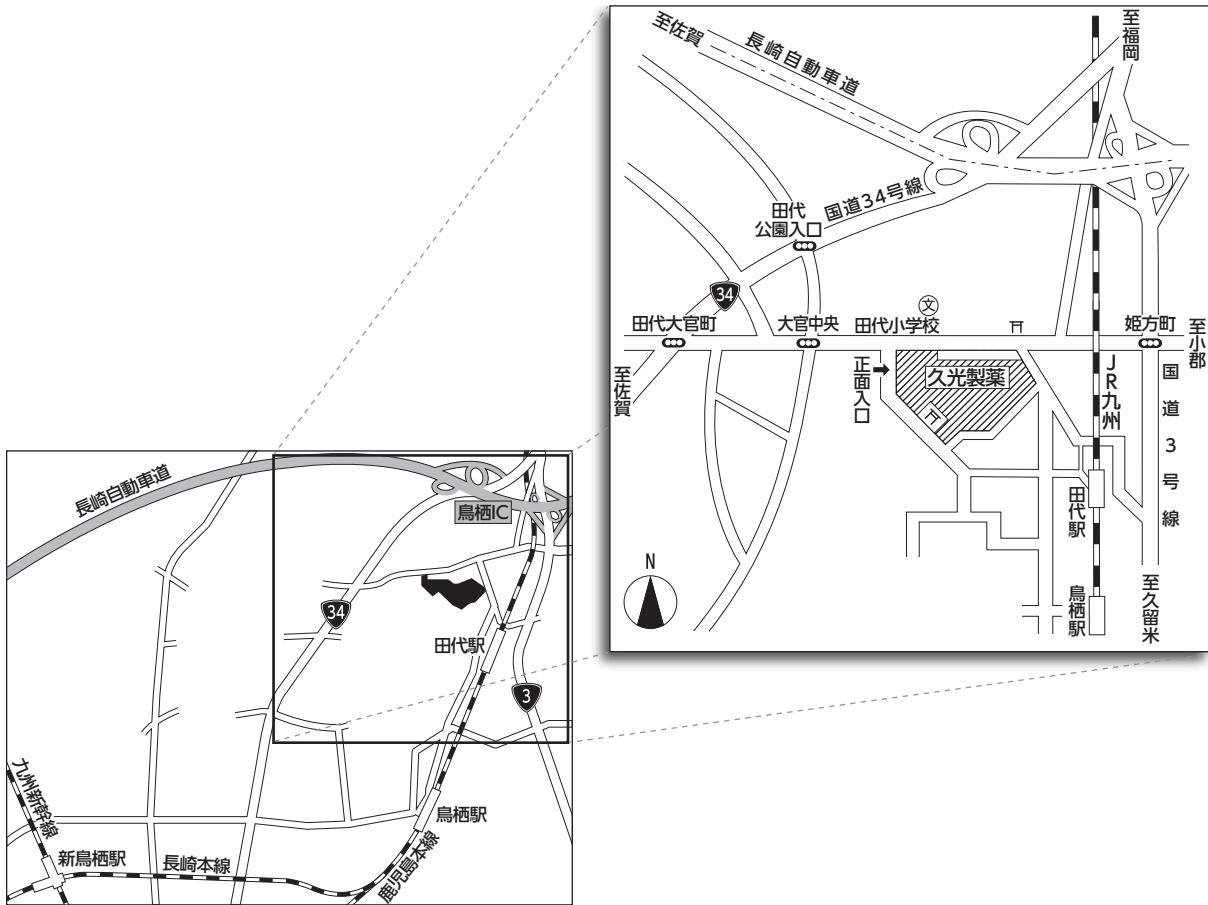
2025年4月10日

久光製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	中	富	舒	行	Ⓞ
常勤監査役	平	野	宗	彦	Ⓞ
社外監査役	渡	邊	健	太郎	Ⓞ
社外監査役	板	倉	龍	介	Ⓞ

以 上

株主総会会場ご案内図



- 西鉄小郡駅より車で10分
- J R九州鳥栖駅より車で5分
- J R九州田代駅より徒歩15分



Hisamitsu®

「手当て」の文化を、世界へ。

Promoting "TE-A-TE" Culture Worldwide

